土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第3項において準用する法第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和6年8月6日

八王子市長 初 宿 和 夫

記

1 形質変更時要届出区域

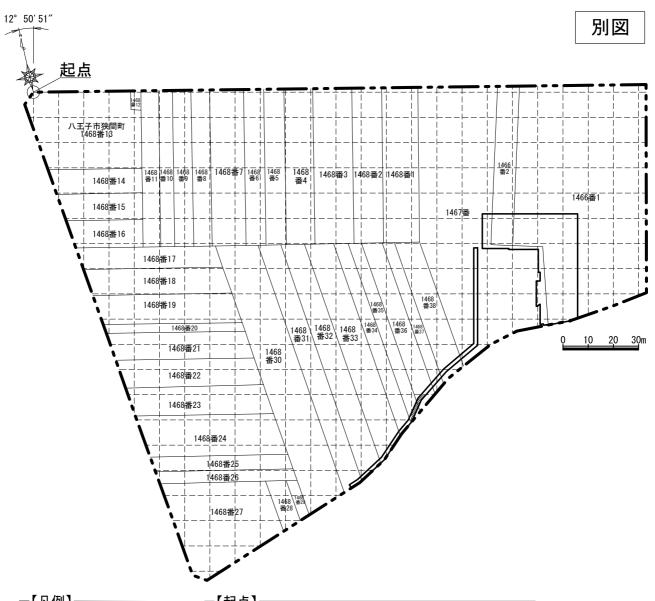
別図のとおり

(八王子市狭間町 1468 番 35 及び 1468 番 36 の各一部)

2 土壌汚染対策法施行規則 (平成 14 年環境省令第 29 号) 第 31 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

<問合せ先> 環境部環境保全課



-【凡例】

---- 単位区画

筆境界

- 敷地境界

- 調査対象地



基準不適合区画

-【起点】-

起点は、八王子市狭間町1468番13の最北端とする。

-【格子の回転角度(12度50分51秒)】-

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと 平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を 支点に右方向に回転させた角度を示す。